

## 第 2 3 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年5月10日(金) 午前10時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊   | 2 番 後藤 秀和  | 3 番 宇藤 欣喜  | 4 番 渡邊 優子  |
| 5 番 笠野美津代  | 6 番 安達 英二  | 7 番 後藤 操   | 8 番 岩本 孝之  |
| 9 番 古澤 勝康  | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 16 番 藤原 政信 | 17 番 長野美千代 |
| 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 |            |            |

欠席委員 15 番 宮崎 明

4. 議事日程
- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 経営基盤強化促進法許可申請について    |

5. 事務局職員
- |      |             |
|------|-------------|
| 事務局長 | 片島 弘幸       |
| 係長   | 後藤 行志、長野 リエ |

### 6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	<p>それでは、皆様お揃いですので会を進めさせていただきます。まず本会議開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数19名、本日宮崎委員の欠席の連絡が入っておりますので、出席委員18名で、南阿蘇村農業委員会会議規則第7条によりまして本会議の成立を報告致します。それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和したいと思いますので、皆様ご起立のほどお願い致します。今回は10番の佐藤久康委員、11番の古澤博保委員に指揮をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
会長	ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。ご着席ください。それでは、本村農業委員会会議規則第5条の定めによりまして以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長お願い致します。
議長	おはようございます。一年で一番忙しい時期に農業委員会ということでお集まりいただきありがとうございます。まあ忙しい時期ではありますが、いつかは終わるとい感じでゆっくりやってください。農作業には十分注意して頑張ってくださいと思います。

	<p>それでは早速始めさせていただきます。只今から第23回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に10番佐藤久康委員、11番古澤博保委員を指名します。</p>
議長	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について  番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字中原 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。  番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字中園 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買です。  番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字表ヶ迫 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外3筆計4筆 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。  以上3件ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
8番	<p>議案第1号1番について8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の新規就農者の方が、譲渡人の土地にハウスを建てて花を栽培されております。今回、所有権移転売買となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
6番	<p>2番につきまして、6番安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人につきましては議案書のとおり村外在住でございますので、もう耕作ができないということでございます。そのため相談がありまして、地元の農家の方に売買をしたいという要望がございましたので、募りましたところ自宅近くにあります規模拡大農家の方がぜひ譲り受けたいということで、所有権移転売買が成立しております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
16番	<p>議案第1号3番につきまして16番の藤原が説明致します。譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。譲渡人は子どもさんたちも遠くにおられ、耕作ができないので売りたいということでした。以前から畜産農家の方が牧草を作られていましたので、今後もそうなると思われまます。所有権移転売買で申請されています。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>では採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人(議案書)記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字山久保 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m <sup>2</sup> 転用目的 植林となっております。 以上1件、ご審議方よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。
16番	議案第2号1番につきまして16番の藤原が説明致します。申請人、申請地は記載のとおりです。申請人は熊本地震で自宅と倉庫すべてが被災しましたので、別のところに新築されています。元あった自宅の近くの農地の管理ができないということで、杉の植林で申請されています。西側はすべて杉の木が植わっています。近隣の承諾も得ていますので問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。では審議をお願いします。
	(異議なし)
議長	それでは採決に移ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について番号1番から7番、並びに番号15番から18番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人(議案書)記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字谷相ノ上 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m <sup>2</sup> 賃借権設定3年となっております。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字谷相ノ上 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m <sup>2</sup> 賃借権設定3年、相続権者同意書有となっております。 番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字下ノ原 番 地目台帳現況ともに田 面積 m <sup>2</sup> 賃借権設定4年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字浜尾鶴 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  外14筆計15筆  $\text{m}^2$  賃借権設定10年となっております。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字本田 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  外1筆計2筆  $\text{m}^2$  賃借権設定10年です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字本田 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  外1筆計2筆  $\text{m}^2$  賃借権設定10年です。

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字西豆塚 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  外5筆計6筆  $\text{m}^2$  賃借権設定10年となっております。

とばしまして、番号15：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字宮園 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  外5筆計6筆  $\text{m}^2$  賃借権設定10年農地中間管理機構です。

番号16：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字中上原 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  外1筆計2筆  $\text{m}^2$  賃借権設定10年農地中間管理機構となっております。

番号17：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字上大川原 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  外10筆計11筆  $\text{m}^2$  賃借権設定10年 農地中間管理機構となっております。

番号18：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字今市 番 地目台帳現況ともに田 面積  $\text{m}^2$  賃借権設定10年農地中間管理機構となっております。

以上、新規案件11件、再設定7件ご審議方よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明に入る前に、1番2番が私の案件ですので初めに3番から7番について地元委員の説明、並びに15番から18番を事務局に説明してもらった後に、私が退席しますので古澤職務代理者に議長をお願いしたいと思います。では3番から地元委員の説明をお願いします。

4番 議案第3号3番について4番の渡邊が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりになります。昨年まで別の親戚の方に耕作を頼まれておりましたが、高齢でできないということで戻されました。今回近所の譲受人に相談されたところ、二人の合意がなされた契約となりました。ご審議よろしくお願い致します。

11番 議案3号4番について11番の古澤が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は今まで親の方がされておりましたが高齢のためできないということで、また息子さんは勤めのためにできないということで、今回両者の間で成立致しました。譲受人はご覧のとおり非常に手広く後継者もおられまして、非常にがんばっておられます。何ら問題もないと思っております。賃借権設定10年です。ご審議よろしくお願い致します。

13番 議案第3号5番、6番について13番の市原が説明致します。譲渡人と代理申請者は

	<p>親子関係であります。譲渡人は福岡在住で、母親である代理申請者が耕作が不可能ということで、譲受人である市役所を定年退職された方が地元でぜひ米を作りたいということで合意がなされて、賃借権設定10年との申請があがっております。何ら問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
1 番	<p>7番につきまして1番の島田が会長に代わりまして説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。このたび両者によって賃借権設定10年が結ばれております。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第3号番号15番から18番まで事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>まず15番につきましてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。賃借権設定で農地中間管理機構を通しまして、また借り手の方に行く案件となっております。こちらの方は、今まで作られていた方が公社を通して契約したいということで、一旦解約して公社通しでの貸し借りとなっております。</p> <p>番号16番につきましては、譲渡人、譲受人記載のとおりです。こちらも中間管理機構を通しての案件となっております。こちらは譲渡人のお孫さんにいく案件となっております。</p> <p>番号17番です。17番も現在耕作されている方が中間管理機構を通して貸借したいということでこちらの案件となっております。賃借権設定10年となっております。</p> <p>番号18番につきましては、譲渡人、譲受人記載のとおりです。こちらの方も耕作されていたのを一旦解約されて、公社通してからので貸借をしたいということで、こちらの中間管理機構をとおした案件となっております。</p> <p>以上4件、ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では1、2番を除いて審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、議案第3号経営基盤強化促進法の許可申請について、1、2番以外異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。それでは古澤職務代理、1番2番をお願いします。</p>
職務代理	<p>会長が退席しておりますので、私が代わりまして進めさせていただきます。議案第3号番号1番、2番につきまして地元委員さんに説明をお願いします。</p>
1 番	<p>議案第3号1番、2番につきまして、1番の島田が説明致します。1番、2番とも賃借権設定3年の申請があっております。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
職務代理	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。何かご意見ございませんか。</p>

	(異議なし)
職務代理	ありがとうございます。では、議案第3号経営基盤強化促進法の許可申請について、1、2番異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
職務代理	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。どうもありがとうございました。
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上で議案の審議は終了しますが、6月の総会の日程を決めたいと思います。6月10日が月曜日ですがいかがですか。6月10日月曜日に決定します。</p> <p>次回の農業委員会憲章の指揮は、12番 興呂木和也委員、13番 市原きみよ委員にお願いします。皆さんから何かありますか？</p>
16番	よろしいですか。この中間管理機構を通した貸貸借で金額が段々にあるが、どういうふうに決めてあるのか。
事務局	これはですねまず借り手が申請に来られるのですが、貸し手との話し合いの中で決めてもらっています。
11番	それでは管理機構が何か意見を言うわけではないのか。
事務局	そうではありません。お互いの金額を出してもらい一旦来てもらって、それをすり合わせたところでその金額を通すという形をしておりますので、中間管理機構が決めるということではありません。
3番	ちょっといいですか。今まで耕作していた人が一度解約して、この中間管理機構を通しての契約をしておられるがそのメリットは何かあるのか。
事務局	そのメリットはですね。人農地プランとかいろんな農政の事業がありますけれども、補助事業をとりに行く場合、中間管理機構を通していますかなどのポイント制になっていきます。ポイントがないと点数が足りずに補助金を受けられない可能性があるので、ポイントアップというのもひとつはあります。
11番	そこにいくためのワンステップか。
事務局	そういうところもあります。それで補助金が取れるかどうかはわかりませんが、そのポイントを上げるための手段ではあります。
14番	地域がそのポイントを持ってないと、例えば私が私の地域の中で、誰か中間管理機構を通して土地を借りたりしていないと、その地域の誰かが申請するときそのポイントが1ポイントもらえないなどがある。誰でもいいから地域の中で中間管理機構を使った

	人がいると、それで1ポイントがもらえる。
会長	人・農地プランに入っていないと全部はねのけられる。
3番	地域で誰か一人でも中間管理機構を使うとそのポイントが加算される。そのための一番だろうと思う。そのポイントを積み重ねなければならない。
会長	以前3分の1の経営体事業があった時も、吉田地区は人農地プランに入っていないからダメだと言われた。
4番	地域にもポイントがくる、個人にもポイントが来る、認定農業者だったらですね。
事務局	そうです。そういったメリットで活用されています。
14番	それがつくると例えば認定農業者で1ポイント、中間管理機構をとおして1ポイントとか2ポイントとかその積み重ねで申請したときに国の補助金が百億あったならその使い方でポイントの高い方から申請許可が下りてくるというような国の方式が今そうなっている。
会長	南阿蘇村にはこない。
14番	南阿蘇村でなくて、熊本県全体がポイントが低いからなかなか熊本県にはこないと聞いた。
12番	海外の研修生を雇ったりするとポイントがあがるでしょう。
会長	6次産業化などをしていかないとでない。
12番	今までのような専業農家はまずもらえない。
9番	何回も申請したが。
12番	どんなに頑張っても4点くらいにしかならない。
会長	規模拡大も4町とか莫大な広さで2ポイントくらいだ。6次産業化などをすると3、4ポイントつくが、今はだいたい8から10くらいつかないと通らない。
10番	完全にアウトということですか。
12番	普通の農家はまず無理だと思う。
議長	他になければ事務局からお願いします。

事務局

3枚の資料にしております経営基盤強化促進法に基づく利用権設定促進事業の見直しについてというのを配ってあると思います。1ページめくっていただきますと、南阿蘇村農業研修受入協議会の方から新規就農者向けの下限面積の別段面積を変更してくださいという要望があがってきて見直しているところです。簡単に言いますと新規就農者の方が最初に借りられる農地には50a要件がかかりますので、50aはちょっと厳しいということで、せめて20a程度で施設に限り承認してもらえませんかということで、検討してもらいたいということで要望がっております。それを基に見直しについて資料を作成しております。

一枚目書いておりますけれども、要領の抜粋「利用権の設定を受けることのできるもの」ということで第2条としております。農地法第3条第2項第1号これは農用地のすべてで耕作又は養畜の事業を行う。第4号 \* 2番必要な農作業に常時従事する。及び第7号 \* 3番利用権の設定等を受ける農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う。に掲げる場合、並びに法第6条 \* 4番農地所有適格法人にかかる報告等に基づく基本構想に定める要件を備えるもののほか次の号に定めるところによるとしております。簡単に言いますと、下限面積をこの人たちだけは下げようかと借受けやすくということとしております。

実際、農地法3条は50a要件というのがあります。こちらも県などに相談に行きましたけれども、農地法3条の50a要件とこれを一緒に考えておりましたが、農地法3条の50a要件は農業者全体、認定農業者も兼業農家も一番広い枠の農業者全体の権利としてそこは取り扱った方がよいのではないかと。その場合は売買とかそういった案件は農業者全体の権利として変えない方がよいのではないかとという話しをいただいております。

じゃあどうしたらいいかということで、農地法ではない経営基盤強化法、こちらはその人に対して農地を取り扱うことができますので、人をしぼることができます。農業者の中でも認定農業者だったり、新規就農者だったりそういった形でできますので、そちらの方で見直してはどうかということで今回の案となっております。今現在、新規就農者は農地法3条の関係で50a農地を確保しないと農業を始められないということなので、できればそれを20aにしてほしいということで今回の提案となっております。

それで審議を要する部分として、ア、イ、ウ、エと書いております。ア耕作面積20a以上。イ青年等就農計画の認定を受けた者、受ける見込みがある者で、農業後継者である新規就農者でないもの。農業後継者の新規就農者はもう親の農地がありますので、これには当たらないという所で取り扱いをさせていただこうかと思っています。またウ経営する作物が施設栽培等の集約的な栽培であること。こちらはトマトとか収量・反収があがる作物であること。それとエ設定する権利が、賃借権または使用貸借のいずれかであること。経営基盤強化法でも実際売買ができます。農業公社がやっているのがこちらを使つての売買となっておりますけれども、それはせずに使用貸借・賃貸借に限ることとしております。

また、担い手協議会の担当ともやり取りしながら青年等就農計画の認定を受けるときの栽培作物とか認定を受けないとこれは使えないというところしておりますので、このような形で進めさせていただければと思っております。

今使っている経営基盤強化法、皆さんもご存知のピンクの書類と同じなんですけれども、それ以外に出していただく書類を点線から下に示しております。この書類から申請者が20a要件を満たして栽培されるということで今後審議にかかることがありますのでご了承いただければと思います。何か質問があればお願いします。



1 4 番	よかですか。この 20 a というのは前までは 50 a だったのですが、20 a が出てきた基準というか、なんで 20 a になったのかを教えてください。
事務局	<p>資料を一枚めくっていただいてこちらにも示しておりますが、50 a 農地があって、20 a を施設で作ってトマト、残り 30 a に米なり牧草なりまたは自己保全でされているけれども、やはり新規就農者の方は両方というのがなかなか難しいというところもあるようです。トマトに専念したいけれども荒らすわけにもいかない。しかし管理ができないということで新規就農者の方の意見としてありますので 20 a の施設園芸に集中して、反収をあげながら計画にそって規模拡大をはかっていきたいということを出てきていると思います。</p> <p>次をめくっていただきますと、20 a 作付の収支計画等の例ですね。このような形になっておりますので、営農計画書を出してもらって認定審査会等で新規就農者の方の経営状況を見て許可するということになりますので。その計画を見ながらこの面積であればできる作物かどうかを十分に審査して農地の貸借につなげていくということで、今回の提案となっております。</p>
1 4 番	例えば 20 a で良いとなっているが、審査会の中でこれは 20 a じゃやっていけない 30 a は必要だというようなこともあるということですか。
事務局	もちろんそういうこともありえると思います。そこで反収がちょっと上がらないとか、計算が合わないといういうこともあると思いますので、それは審査会でよく審議して判断していくということになります。
会長	新規就農者が農業に参入するとき昔は米が主体で 50 a くらいなければ農業では生活ができないということだったが、それは 20 a で施設園芸するならそれなりに経営ができるでしょう。農業者として認めてくださいというようなことと思う。50 a も見つけて米ばかりじゃいかん生活はできん。50 a 作っても 20 a が施設園芸、あと 30 a は自己保全するよりも、収入があがるハウスなどで少ない面積で農業者として南阿蘇村は認めてくださいということが受入協議会から要望があったと思う。
1 4 番	施設園芸でも反収が上がるものと、上がらないものがあるから、一概には言えないと思うから審議会でしっかり審査してもらいたいと思う。
事務局	新規就農者は認定審査会がありますので、その時点で計画など作成されたものを、熊本県の振興局や農協の職員、農業委員会も入って審査します。
1 2 番	仮に新規就農者がきて農業をしていて、軌道に乗ったから隣の農地を買いたいといった場合は 5 反以上小作などがあれば買うことができたと思うが、それが今度 20 a とかなったときには隣の農地を 10 a くらい買いたいというときはどうなるのか。
事務局	買うときには農地法 3 条になるので 50 a 要件が引かかる事になります。
1 4 番	20 a あったならあと 30 a を買うというなら要件を満たすと思う。農業者になるための準備期間で 20 a というところだろうから、農地を所有したいなら 50 a 要件を満たさな

	いよということだと思ふ。
事務局	はい。そういったことになります。だから基盤強化法では、人に制限して新規就農者に限りこういった面積要件にできるということですので、農地法の 50 a の下限面積要件は変更しない、農地を買うときの権利は 50 a 以上、耕作もしくは所有するということで、そこは変えないこととしておりますので、この内容で進めさせていただきたいということでおはかりさせていただいているところです。
3 番	荒れてから大ごとするよりはこれが良い。
1 2 番	考えとしては 50 a 以上持つてなければ農家じゃないという、農地を借りるということは農家として認められるということだろうから。50 a 以上持つてなければならぬということでの考え方は変わらないのか。
事務局	新たに来た方に対して農家の準備期間ということで、まずは入口を広げて農地を借りやすくして、ここから規模を拡大していってもらおうという考え方です。
1 2 番	入りやすくするということですね。
事務局	借りやすくするということです。
1 4 番	就農率が上がっていかねばならない。
4 番	新規就農者の補助金をもらうためには 50 a じゃないとだめなんですか。
事務局	それは青年等就農資金になりますので、認定審査会で営農計画等が認められれば 50 a でなくても大丈夫です。いままでが少し無理して 50 a 借りられていたという経緯がありますので、その見直しということになります。
会長	新規就農しにくいから受け入れ協議会が 50 a 要件を見直してくれということか。
事務局	そうです。受入れの窓口を広げたので新規就農者をどんどん増やして行ってくださいと逆に言えるのではないかと思います。
9 番	私が思うに、新規就農者ばかり補助金使って、なんか無駄足踏んでいるように思う。補助金ばかり新規就農者にやって、さあ辞めた。地震があつてからだいぶ辞めている人も多いと思う。
1 2 番	悪く思うなら、門を広くして簡単に入ってきて、簡単な考えできてから簡単に辞めて帰っていく人もいるのではないか。
事務局	だから審議会できちんと審議をしてもらいたいと思っています。 一応こういう形で進めさせていただきたいということでご了承をお願いします。

会長	受入協議会から要望もありましたので、農業委員会もこうした会合で意見を出し合い、村が制定する案件ですけれども、農業委員会としても了解をとったという形でいいですか。
全員	はい。
会長	ありがとうございます。 では以上をもちまして第23回農業委員会を終わらせていただきます。ありがとうございます。

7. 閉会時刻 11時05分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

10番 佐藤 久康

11番 古澤 博保